〇被害者の供述は信用性に欠けるとして、傷害罪につき一審の無罪判決が維持された事例

平成14年2月20日判決宣告

仙台高等裁判所平成13年(う)第119号 傷害被告事件(原審 青森地方裁判所平成11年(わ)第190号,平成11年10月28日判決宣告)

主

本件控訴を棄却する。

理由

第1 控訴の趣意等

本件控訴の趣意は、青森地方検察庁検察官戸谷博子作成の控訴趣意書に、これに対する答弁は弁護人小野允雄作成の答弁書にそれぞれ記載のとおりであるから、これらを引用する。

控訴趣意は、事実誤認の主張であり、要するに、「被告人は、平成10年9月27日、青森市a町b丁目所在の中華料理店店舗内において、A(当時28歳)に対し、灰皿でその頭部を殴るなどの暴行を加え、同人に加療約10日間の頭頚部外傷等の傷害を負わせた。」旨の公訴事実に対し、原判決は、被告人が灰皿でAの頭部を殴打して頭部挫創の傷害を負わせたとの点については、いまだ合理的な疑いを残さない程度に立証がなされたとはいえず、また、被告人がAの顔面を手拳で殴打し、全治約10日間の外傷性頚部症候群等の傷害を負わせた事実は認められるが、これは、先にAが殴ってきたのに対抗し更に暴行を受けるのを防ぐ目的でしたもので、正当防衛が成立する可能性が高いとし、結局無罪の言渡しをしたが、原審取調べの各証拠によれば、被告人が先制して灰皿でAの頭部を殴打して、頭部挫創の傷害を負わせた事実を優認めることができ、また正当防衛も成立する余地がないから、原判決は事実誤認を犯している、というのである。

第2 当裁判所の判断

記録を調査し、当審における事実取調べの結果を併せて検討し、以下のとおり判断する。

1 事実関係の概要

原判決が、第二外形的事実の項において、原審取調べの証拠から、一事件当時の状況、二事件後の状況としてそれぞれ認定する事実は、そのままおおむね是認できるが、なお、それら証拠から認定される本件の発端とその前後の状況は、概略次のとおりである。

2 被告人による灰皿でのAの頭部殴打の事実の存否について

(1) Aは、原審公判において、被告人から灰皿でその頭部を殴打されて、頭部挫創の 傷害を負った旨供述するが、その要旨は、次のとおりである。 カウンター席には被告人に近い方から自分、Cの順で着席していた。被告人らが

- (2) そこで、Aの上記供述の信用性について検討すると、次のようなことがいえる。
 ① Aは、灰皿で殴られたと分かった理由を尋ねられて、手を振り上げた時底光っている灰皿を持っているのを見たからと答えた上、「殴られた直後に、あていなと思って、被告人の手元を見た時に、それを持たいなと思って、破告人の手元を見た時に、「ゴンと当たいた時に、痛いなという感じはしたんだけれども、それと同時に素手でないなら、に、痛いなという感じはしたんだけれども、それと同時に素手でないならに、のを見たと供述しながら、殴られた時の痛みにつて、「手で出ない」とのを見たと供述しながら、殴られた時の痛みからは「手ではない」といった漢然とした表現をしているのはひょうそくが合わず、これは、下型のではないことを強調しようとしたものの、むしろ痛みからは「手ではない」とのよれたことを強調しようとしたものの、むしろ痛みからは「手ではない」とのよれたことを強調しようとしたものの、むしろ痛みからは「手ではない」とのよれたことを強調しようとしたものの、むしろ痛みからは「手ではない」とのよれたことを強調しようというなどのではないない。
 - ② Aの供述に従えば、被告人が灰皿で殴った際にはBが2人の間に座っていたのであるから、Bは音や人の動き等から当然殴ったことを察知してよく、また、Aのすぐ後ろには身長の高いCが付いていたのであるから、Cも灰皿で殴る状況を目撃してよいはずであるのに、BもCも共に被告人が灰皿で殴ったことを全く知らない旨述べており、さらに、ラーメン店主もテーブル席にいた上記アベックも、そうした殴った音や気配を感じていないのは不合理であること

 - ④ Aの頭突きによって被告人は前歯に打撲を受け、そのため前歯はぐらつく状態となり、さらに、被告人の供述によれば前歯2本はその場で折れたというのであるから、頭突きを加えた際A自身も衝撃や痛みを感じておかしくないのに、頭突きをした場所は額の髪の毛の生え際と特定していながら、頭突きをした際の感覚や痛みについて、Aは何ら覚えがないとして述べていないのは不自然であり、また、Aの供述するように額で頭突きをしたのであるならば、同所に傷等が残ることが十分考えられるのに、そうしたものがなかったというのも不自然であることとが十分考えられるのに、そうしたものがなかったというのも不自然であることのように、Aの供述の推移を見ると、A自身が原審公判において、警察官に対する。
- (3) さらに、Aの供述の推移を見ると、A自身が原審公判において、警察官に対する 供述と検察官に対する供述が変わっており、更に原審公判でも検察官に対する供述 と一部変わっていることを認めているのであるが、当審での事実取調べの結果を併

せると、被告人に頭部を殴られたとのAの供述は、次のように変遷している。本件の翌日の平成10年9月28日に診察を受けた際、医師には「灰皿で殴られた」と供述し、その2日後の警察官の取調べに対しては、「カウンター上にあったと思われる灰皿か何か堅いもので頭を殴られた」(平成10年9月30日付け「一会察員に対する供述調書)と供述し、その後の警察官の取調べに対しては、「すると突然、奥に座っていた被告人が、灰皿をつから、私の頭を殴りつけたのです。と突然、奥に座っていた被告人が、灰皿をかんで、私の頭を殴りつけたのです。問、被告人が手に持ったものが灰皿であることが、ある時間である。とは、大きに、被告人が手に灰皿を持っているのを見ました。」(同年10月4日付け検察官に対する供述調書)と供述している。

しかし,本件の翌日に医師には灰皿で殴られたと供述していながら,その2日後 には「灰皿か何か堅い物」と供述し、更に事件から半年後に「何か堅い物」と供述し、事件から1年後に今度は一転して「灰皿」と供述し、かつ、それまで述べていない灰皿を目撃した状況も供述しているのであるが、灰皿を目撃しそれを明確に記 憶しているのであれば,早い段階での警察官の取調べに対し,なぜ灰皿と供述しな かったのか不自然であり、この変遷は不合理というほかない。Aは、警察官の取調 べに対して灰皿と明確に供述しなかった理由として、警察に呼ばれて気分が悪かっ たからなどというが、気分が悪いのに、あえて自己に不利になるような供述すると いうのは矛盾しており、ましてや、本件から間もない平成10年9月30日の取調 べにおいて、自己が認識している受傷の原因をわざわざあいまいに供述したり、被告人と互いの受傷について供述が食い違い、治療費を巡っても対立し、自己の刑事責任も問題になっている段階である平成11年4月13日の取調べにおいて、記憶 に反するような供述をするということは、およそ考え難いといえる。さらに、 官に対して警察官に対して述べていないことを供述し、事件から約1年8か月もた った原審公判において、今度は検察官に対しても述べていなかった、殴られる前に も灰皿を見たとか、灰皿で殴られた後更に押されて座らされ殴られたと供述し、事 件から2年以上たった当審での証人尋問でも、思い出したとして原審でも述べていないことを新たに供述しており、時間がたつほど記憶を呼び起こしたとして新たな供述しているのであって、これは、むしろ記憶にないことも都合のよいように供述 していると考えられるのである。そして、このような供述の変遷やその供述態度に 照らすと,翌日の医師の診察に際して灰皿で殴られたと供述しているのも,何か堅 い物との認識しかなかったものを、思い付きやすい灰皿と供述したのではないかと 推論さえされるのである。

(4) 既に検討したとおり、Aの供述は、その内容及び変遷の状況からして、信用性に 欠けるといわざるを得ないが、さらに、Aの負った頭部創傷の状況及びそれから推 認される負傷原因について検討する。

① Aの頭部創傷は、左耳上方6センチ、前額部後方13センチの左側頭部に、顔面に対してほぼ水平に長さ約3センチメートルにわたり真皮まで切れている開放創があり、その周囲が挫滅している創傷である。

この創傷の成因について、診断、治療をしたD医師は、原審証人として、 件創傷は、いわゆる鈍器というか、硬い物にぶつかってできた傷である。成傷器 としては、押収された灰皿とイメージが合致せず、もっと重いものだと思った。 しかし、押収された灰皿で勢い強くぶつかれば本件創傷を生じさせた可能性があ る。切れている開放創の周りが挫滅傷になっているので、素手だと、それだけの 範囲にできないのではないかと思われ、頭突きを加えた場合、頭と頭ならできる 可能性がある。」旨供述し、当審における証人尋問においては、本件創傷は割創 で、灰皿で勢いがあれば、灰皿のどの個所が当たっても挫滅して開放創ができる とし、さらに、当審で取り調べた検察官に対する供述調書及び当審における証人 尋問において、「傷がきれいであり、口の中には雑菌があるから、頭と歯牙が当 尋問において、 たれば傷が膿むと考えられ、傷がきれいなので歯と当たった可能性は低く、開放 創の長さが約3センチメートルなので,歯によるかは疑問である。」旨供述する。 また,同じく診断,治療をしたE医師は,原審証人として, 「角のある硬い物 に当たって切れた可能性がある,押収してある灰皿は,硬い物で角があるので, 可能性としてはないわけではない、例えば指輪とか硬い物を手につけて殴打した 場合の可能性もないわけではない、素手では絶対できないということではなく可 能性として少ない、頭突きで相手の体に硬い物を身につけている場所に衝突して

できる可能性はないわけではない、頭突きが歯に当たった場合に大体歯に沿った 形で傷ができるが、診察のときに診た範囲では、傷の周りに歯型を思わせるよう な浅い傷という記憶がないので、頭突きで歯に当たって切れた可能性としては少 ない。」旨供述する。

下短期大のでは、 「気力をでは、 「気力をでいる。 「気力をでいる。 「大きな強力をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 にないたことに、 にないまで、 でいる。 でい。 でいる。 でいる。

② こうした診断、治療した両医師の供述及び書面で回答しているG助教授、 I 教授の意見によっても、 A の創傷が灰皿による殴打によってきたといまだ断定きるものではない。そして更に、 E 医師がいう歯型の痕跡の欠落、 D 医師にいう雑菌による化膿の可能性については、噛んだ場合ではなく、頭突きにより歯に当たった場合には必ずしもそれらが当てはまるとは考えられない上、被告人の上前歯 4 本が打撲を受けていることから、長さ約3センチメートルの傷もその打撲により形成されることが考えられ、両医師の指摘する点は、いずれもA の創傷が頭突きの際被告人の前歯に当たったことによる可能性を否定する根拠にはならず、その他両医師の供述及びG助教授、 I 教授の意見から、 A の創傷が頭突きの際被告人の前歯に当たったことによる可能性が否定されるものではない。

したがって、Aの頭部創傷の状況から、それが灰皿による殴打によると断定できず、むしろ、それは頭突きの際被告人の前歯に当たったことによる可能性も否定できないといえる。

(5) 被告人の供述について検討する。

いではっきりしたことは断言できない。」旨の供述記載がある。しかし、これら記載のある調書においても、Aと殴り合いとなった後において、その最中にカウンターにあった灰皿か何かで殴ったかもしれないというもので、Aの供述する状況とは全く異なり、しかも明確に灰皿で殴ったと供述しているものではないので、これらの供述記載をもって、灰皿でもって被告人がAを殴打したとの事実を認めることができるとは到底いえない。

- (6) 以上検討したとおり、灰皿で頭部を殴打されたとのAの供述は、信用できるものではなく、その頭部創傷の状況自体からも灰皿によると断定することはできず、他に積極的に灰皿による殴打の事実を証明する証拠は存しないのであって、同事実の証明はないといわねばならない。
- 3 正当防衛の成否について

 - (2) このように、被告人は、近づいてきたAからいきなりその顔面を手拳で殴打され、続けて膝蹴り等をされたものであり、被告人らのアベックに対する文句は、内容が格別相手を挑発するようなものでも、ましてやAやCに向けられたものではないから、Aの危難を自ら招いたといえないのであって、Aの被告人に対する暴行は、予期できない急迫不正の侵害に当たることは明らかである。それに対して、被告人は素手でAの顔面を3回ほど殴打しているが、これはAの暴行に対し自己の身体を防衛するために行ったものであり、しかもそれによって全治10日間の見込みの外傷性頚部症候群等を負わせたにとどまるので、防衛のための相当な範囲内にあるから、被告人のAに対する素手での顔面殴打行為については正当防衛が成立するといえる。
- 4 結論

以上検討したとおり、被告人が灰皿によりAを殴打したことについては、その証明がなく、被告人によるAの顔面殴打については、正当防衛として罪にならないから、被告人を無罪とした原判決には事実誤認がない。

第3 よって、刑訴法396条により本件控訴を棄却することとし、当審における訴訟費 用については刑訴法181条3項本文により被告人に負担させることができないので、 主文のとおり判決する。

平成14年2月20日

仙台高等裁判所第1刑事部

 裁判長裁判官
 松
 浦
 繁

 裁判官
 卯
 木
 誠

 裁判官
 春
 名
 郁
 子